

外来生物の特徴と第二次選定に際しての留意点（魚類）

1．特徴と選定に際しての留意点

（1）導入形態・利用形態

- 食用や釣りの対象として、養殖や開放水面への放流が行われてきており、これまでに、90種以上の外来魚類が我が国に導入されたとの記録があるが、そのうち現在利用されているのは数十種程度と考えられる。
- 利用されている外来魚類には漁業権が設定されているものと、設定されていないものがあり、その利用量や流通量、利用者の数や形態は様々である。利用の形態としては、いけす内での養殖、開放水面の一部を区画しての養殖、開放水面への放流、人工釣り堀への放流などがある。
- 近年は、水族館のみならず家庭内でも観賞用の水槽の中で外来魚類が飼育されている。その種類は年々多様化しており、我が国に持ち込まれた観賞用の外来魚類の種類や飼育状況は正確な把握が困難であるが、数千を超える多様な種が観賞用として流通しているとともに、グッピー等の特定の種については大量に流通し、極めて多くの飼育者がいる。
- 放流、逸出、遺棄等で導入され、我が国で自然繁殖している外来魚類はこれまで約30種が知られている。

（2）生物学的特性と被害に関する知見

- 国内外を問わず、魚食性淡水魚の導入により在来生物相が甚大な被害を受けた事例があり、我が国に広く定着しうる温帯域の魚食性淡水魚については在来生物相への影響が大きいと考えられる。
- タナゴ類、イwana類などについては、交雑による遺伝的かく乱や産卵場所を巡る競合が確認されている。
- 水温への適応性や繁殖生態等の特性から、我が国では限られた水域でしか定着できないものがある。
- 亜熱帯域である沖縄には多くの観賞用熱帯魚が定着し、または定着の可能性があるが、定着によって在来生物相に与える影響は種によって異なると考えられる。
- 観賞用として、在来種と近縁の大陸産淡水魚が流通しているが、在来種と大陸産の類似種の分類学上の関係について、知見が十分でないものがある。

（3）関係する他の法令

- 漁業法に基づき漁業権が設定され、漁業の対象魚類として利用されている場合がある。

（4）規制により期待される効果

- 水槽における飼育個体は、規制により逸出防止の徹底を図ることは比較的容易である。
- 魚食性の強い外来魚については、規制により未定着の水域への放流の防止を図ることが生態系等への被害の防止の観点から極めて効果的である。